30種類以上ある

「在留資格」とは?

GMS海外人材マネジメントサービス



在留資格について

外国人材を雇用する際、必要となるのが「**在留資格**」です。これは外国人が就労するかどうかに関係なく日本で何かしらの活動する際、出入国在留管理庁が審査を行った上で活動範囲に応じて許可するもので、活動目的や身分・地位によって様々な種類の在留資格が適用されています。その中で就労に関する資格のことを「**就労ビザ**」と呼ばれています。

現在、日本で認められている在留資格は30種類以上ありますが、際限なく働ける資格もあれば就労を禁止する資格もあります。しかし、気をつけなければならないのが、一部を除く在留資格はあらかじめ活動内容が定められていること。規定に**該当していない活動は禁止**とされ、当然ですが働くことも働かせることもできません。

以前から多くの企業の採用活動で利用されていた「技能実習生」、そしてコロナ禍で注目が集まった「特定技能」も在留資格の一つです。いずれにおいても定められた範囲を超える活動はできませんので、採用活動を行う際は事前の確認と採用後の現場に対する周知徹底が必要です。

- ★外国人材の雇用において、在留資格は絶対に必要
- ★在留資格の違いに注意し、仕事内容との照合は必ず行う
- ★技能実習生・特定技能のどちらも活動範囲の確認が必要

就労が目的の在留資格①

企業で一般的に活用されている在留資格

以下の在留資格は、日本国内において企業が多く利用されているものです。特に技能実習生や 特定技能を活用して採用活動を行う企業は多く、今後もニーズがふえていくであろうと見込ま れています。

技術・人物知識・国際業務 (技人国ビザ)

機械工学などの技術者、 通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者などが対象。

特定技能1号

特定産業分野(介護、ビルクリーニング、建設、素形材産業、産業機械製造業、電子・電子情報関連産業、造園・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業)に属する相当程度の知識または経験を要する技能が求められる業務に従事する外国人が対象。

特定技能2号

特定産業分野(建設、造船・舶用工業)に属する熟練した技能を要する 業務に従事する外国人が対象。

技術実習1号

農業や漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属などにおける職種において、入国後1 年目の技能を習得する技能実習生。

技術実習2号

農業や漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属などにおける職種において、入国後2~3年目の技能を習得する技能実習生。

技術実習3号

農業や漁業、建設、食品製造、繊維・衣服、機械・金属などにおける職種において、入国後4~5年目の技能を習得する技能実習生。

就労が目的の在留資格②

以下の在留資格は、より専門性の高い条件が定められています。今後の外国人材の採用にあたり、ご参考いただければと思います。

①外交

外国政府の大使、行使、総領事、代表構成員など、 およびその家族

②公用

外国政府の大使、行使、総領事の職員、国際機関などから 公の用務で派遣され者など、およびその家族

- 3教授 大学教授等
- 4)芸術 作曲家、画家、著述家
- ⑤宗教

外国の宗教団体から派遣される宣教師など

- **⑥報道** 外国の報道機関の記者、カメラマン
- **⑦高度専門職1号** ポイント制による高度人材
- 8高度専門職2号 ポイント制による高度人材
- 9経営・管理 企業等の経営者・管理者
- ⑩法律・会計業務 弁護士、公認会計士
- ① 医療 医師、 歯科医師、 看護師
- 12研究 政府関係機関や私企業等の研究者

13教育:中学校・高等学校等の語学教師等

44技術・人文知識・国際業務

機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、

マーケティン業務従事者など

15企業内転勤:外国の事業所からの転勤者

16介護:介護福祉士

(I) 興行:俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手など

18技能

外国料理の調理、スポーツ指導者、航空機の操縦者、

貴金属加工の職人など

⑲特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識または

経験を要する技能が求められる業務に従事する外国人

⑩特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に

従事する外国人

②技能実習1号:技能実習生

②技能実習2号:技能実習生

23技能実習3号:技能実習生

その他の在留資格

なお、以下に挙げる資格は、就労することができない在留資格、活動に制限がない身分や地位に関わる在留資格となっています。

<就労することができない在留資格>

②文化活動:日本文化の研究者

②短期滞在:観光客、会議参加者など

100 留学:大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、

中学校および小学校などの学生・生徒

②7研修:研修生

(28)家族滞在:在留外国人が扶養する配偶者・子

<法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行う在留資格>

②特定活動:外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者など

<活動に制限がない身分または地位に係る在留資格>

30永住者:法務大臣から永住許可を受けた者

(入管特例法の「特別永住者」を除く)

③1日本人配偶者:日本人の配偶者・子・特別養子

②**永住者の配偶者**:永住者・特別永住者の配偶者および日本で出生し、引き続き在留している子

33定住者:第三国定住難民。日経3世、中国残留邦人など

主な在留資格①:技人国

技術・人物知識・国際業務

通称「技人国ビザ」と称されるこの在留資格は、日本国内の企業で雇用されている外国人の約9割が取得しています。技術や知識などの専門性が必要な技人国ビザは、以下の業務にて適用が認められています。

- ◎技術:理学、工学その他の自然科学の分野に属する知識を要する業務
- (例)機械工学等の技術者、システムエンジニア
- ◎人文知識:法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する 知識を要する業務
- (例) 企画、営業、経理などの事務職
- ◎国際業務:外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務
- (例) 英会話学校などの語学教師、通訳・翻訳、デザイナー
- ★注意点 技人国ビザを取得するためには学歴を含め、様々な要件を満たしている必要があります。外国人の雇用 を希望する企業様は、早めに申請者が条件を満たしているかどうかを確認しておきましょう。

主な在留資格②:特定技能

特定技能(1号・2号)

特定技能1号は人材不足が深刻な14の産業において、就労を希望する外国人が取得する在留資格です。在留期間は通算5年・延長不可と定められており、期間終了後は必ず母国に戻なければなりません。なお、取得には技能試験と日本語試験の合格、または技能実習2号を良好に修了する必要があります。

特定技能2号は建設業または造船・舶用工業の業種において、技能水準や日本語能力を確認する試験に合格すれば、在留期間終了後も引き続き日本に在留することができる資格です。

<特定技能1号の指定業種>

介護/ビルクリーニング/素形材産業業/産業機械製造業/電子・電子情報関連産業/建設業/造船・船舶業/ 自動車整備業/航空業/宿泊業/農業/漁業/飲食料品製造業/外食業

<特定技能2号の指定業種>

建設業/造船・船舶業

★注意点 特定技能2号に指定された業種以外は、在留期間の延長が認められません。また、通算での期間適用となりますので、採用後の確認は必ず行うようにいたしましょう。

主な在留資格3:技能実習

技能実習(1号・2号・3号)

技能実習は在留資格の一つではありますが、開発途上国などからの外国人を期間限定にて日本で受け入れ、OJTにて技術指導・継承を行う国際貢献を目的とした「制度」です。受入機関のタイプおよび技能実習生の行う活動により区分されており、3年の期間で受入れできる職種や作業は85職種156作業、そのうち5年に延長できる職種・作業は77職種135作業となっています(2022年3月16日時点)。

★転職は認められていません

技人国ビザや特定技能では認められている転職ですが、技能実習ではあくまでも技術の習得が目的という前提から一切認められていません。留学生が勝手に転校して はいけないと同じで、あくまでも受入れ先の企業で期間を全うしなければなりません。

★受入れ人数に制限があります

雇用する企業の常勤職員数に応じて、技能実習生の人数には制限が設けられています。これは適正に技能実習が行われるための措置であり、受入れ先企業の人員が足りていないからといって制限を超える人数を受け入れることはできません。

★区分変更ができます

それぞれの技能検定を受験し、合格することで1号から2号、2号から3号への区分変更が可能です。ただし、変更を行うには指定された書類を作成し、事前に申請しなければなりません。不備があれば当然、事後処理を行ったとしても変更は認められません。

★特定技能への移行もできます

また、良好な形で技能実習を修了した外国人は、実務経験・日本語能力が認められた場合に特定技能1号への移行が可能になります。ただし、1号からの移行は認められておらず、2号または3号からとなります。また、技能実習中の外国人を特定技能の在留資格で採用することも認められていません。

技人国、特定技能、技能実習の比較

それぞれの在留資格について、それぞれの違いを表にまとめました。

	受入れ作業の 自由度	採用・運営コスト	技術・技能 日本語レベル
技人国	不問だが、専門的な業務。 単純労働はNG。	ハローワークでも募集は出せる が、人材紹介会社で募集するこ とが多い。ランニング費用はか からない。	高度な技術・技能を期待でき る。
特定技能	受け入れられる業界が14分野と限定されている。 作業は技能実習よりは自由度が高い。	ハローワークでも募集は出せる が、人材紹介会社で募集するこ とが多い。支援業務を委託する なら支援費がかかる。	技能実習を良好に修了した方 であれば、実務経験、日本語 能力もある程度担保されてい る。
技能実習	職種ごとに作業や使用する 機械、器具等まで決められ ている。	イニシャルで現地での教育費 用・渡航費、ランニングで監理 団体への監理費がかかる。	技術は未経験。日本語は6か 月程度入国前に学習し、N5 ~N4レベルまで習得。

在留資格を活用するにあたって

在留資格はあくまでもそれぞれの目的に応じて運用されることが前提であり、雇用する側の企業に何かしらの制限が設けられています。日本人雇用のような感覚で活用しようとすると、「こんなはずではなかった」という状況に陥る可能性があります。 改めて注意点をまとめましたので、活用をお考えの際はぜひご参考いただければと思います。

★在留資格の就労制限を確認しましょう

在留資格を得ているから、どのような仕事でも採用可能ではありません。同時に異動など会社都合での配置転換もできません。

★在留期間を超えないようにしましょう

いずれも在留期間が定められており、ほとんどが延長不可能です。うっかり確認し忘れて期間を超えてしまうと、不法労働助長罪に問われることもあります。

★申請は正確に、期限を守りましょう

提出する書類はそれぞれ異なりますが、決められたものを正確に記入して提出することが大前提となります。 数も少なくありませんし、項目も細かく設定されています。負担も大きくなるので、行政書士などの専門家に お願いすることをお勧めします。

■「リーガルサポート」をお勧めします

GMSでは在留資格を得た外国人の雇用を円滑に進めていくための専用サポートサービス、「リーガルサポート」をご用意しています。日本特有の気遣いやサポートを外国人材の採用活動に活かしていただくことで、安心・安全な就労環境の構築をお手伝いしてまいります。

細やかな気遣い・サポートを提供し、 日本での生活をもっと快適に。



https://gms.ca-m.co.jp/

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や不安などにお応えいたします

0120-530-451 (受付/平日10:00~18:00) また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。 担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

営業時間:10:00-18:00(月-金)

0120-530-451

GMS海外人材マネジメントサービス